



Vol.11 静岡県弁護士会通信

発行 2014(平成26)年 夏号

弁護士をもっと
身近な存在に

静岡県弁護士会

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80
TEL054-252-0008 FAX054-252-7522
ホームページhttp://s-bengoshikai.com/



ご挨拶

このたび私は、平成26年4月1日から静岡県弁護士会の会長に就任いたしました。

私は富士市に事務所を持っています。静岡県東部の、さらに一地域である富士市という地方弁護士であるからこそ、機会があれば様々な方々と交流を重ね、ともかく健康で毎日仕事をしてきた姿を仲間にもてもらい、このことで私自身を確認するということが大切になってきました。平成17年度は弁護士会副会長を務め、その後は地方の弁護士として何ができるかを考え続けていたところ、奇しくも今般静岡県弁護士会の会長職に就くことになりました。熱意と気骨のあるスタッフに恵まれましたので、精一杯務めなければならないと決意しています。

一般の司法改革・弁護士増員政策により静岡県弁護士会所属の弁護士の数もここ10年程で倍増しました。

弁護士の数が増えることは、市民の皆様には弁護士の存在が身近になることに繋がりますが、他方で弁護士の経済的基盤の低下、弁護士の質の問題、弁護士による公的活動の制限・競争による濫訴の心配など様々な弊害が心配されています。このことは、弁護士の職業としての側面と、弁護士会が自治を認められ社会の正義や人権を守るという公益的側面、このどちらに比重を置くかということと無縁ではありません。静岡県弁護士会としても、前述の弊害を防ぐため、弁護士の数に一定の制限を加えることを主張するとともに、市民の皆様へより身近で司法サービスに欠けることのない活動をすることを目指しています。

静岡県弁護士会
会長 小長谷 保



現代社会において、弁護士は単に争訟・裁判に関わるだけではありません。成年後見制度、未成年後見制度、自殺対策にかかる法的援助、振り込め詐欺などの消費者被害防止にかかる法的援助、高齢者虐待問題、いじめなど、数々の社会問題にもかかわっています。こうした分野について、静岡県弁護士会では、専門的知識を有する多数の弁護士が積極的に関与し、社会環境の整備について活動しています。このことによって弁護士が皆様にとって一層身近な存在になるだけでなく、よりよい社会の形成を目指します。是非市民の皆様にも積極的に活用していただければと思います。

私は弁護士になったときから、平和活動に携わってきました。地元の富士市において、毎年夏に市民を募集する「親と子の広島平和バスツアー」という企画を25年間実施してきました。「平和のための富士戦争展」もやはり25年程実行委員の1人として関与してきました。静岡県弁護士会の憲法委員会にも属し活動しています。近時は集団的自衛権行使容認の解釈改憲問題など、憲法・平和にかかわる問題が提起されています。静岡県弁護士会としても憲法を守ること、我が国の平和を守るという方向で活動を続けていきます。

任期は1年です。皆様のご支援を心からお願い申し上げます。

未来のために「**集団的自衛権**」について 考えて下さい



※写真3点は自衛隊 HP より引用

【はじめに】

最近、マスコミを賑わせている「集団的自衛権」の問題について皆さんはどの程度の関心をお持ちでしょうか。

この問題は、この国の未来、私たちの生活を変えてしまう重要な問題です。

静岡県弁護士会では、市民の皆様に集団的自衛権の問題について正しく理解していただきたいと考えています。

【憲法9条と集団的自衛権】

集団的自衛権とは「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利（政府見解）」とされています。

第二次世界大戦では、軍人のみならず多くの民間人の尊い人命が奪われました。その数は、諸説ありますが、5000万人を超えるのではないかとされています。多くの日本人の命が奪われ、また日本人の手によって多くの人の命が奪われました。

日本国憲法は第二次世界大戦の戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないという深い反省と決意の上にたって、平和主義を憲法の三大原理の一つとして掲げ、第9条において徹底した平和主義の規定をおきました。

憲法9条は、1項において戦争放棄と武力の不行使を宣言し、2項においては戦力を保持しないと謳っています。このように憲法9条は、世界でも類をみないほど徹底した戦争否定の姿勢を打ち出しているのです。

日本政府は、この様な憲法9条の下では、集団的自衛権の行使は認められないと考えてきました。（日本政府は、憲法9条の下でも日本が直接攻撃を受けた場合は、厳格な要件の下、自衛権として実力行使することは認められると考えてきました。これは集団的自衛権と対比して「個別的自衛権」と呼ばれます。）

この様な政府の解釈の下で、集団的自衛権を根拠に米国の同盟国が多数参加したベトナム戦争やアフガン戦争にも、日本は自衛隊を送ることはなく、戦場において、自衛隊員が血を流すことも他国民を殺すこともありませんでした。

もし集団的自衛権の行使が認められれば、今後、日本が、この様な戦争に巻き込まれていくこととなります。平和憲法の下「戦争をしない国」だった日本が「戦争をする国」へ変わってしまうのです。

それは、実際に戦地に派遣される自衛隊員だけの問題ではありません。国民一人ひとりにとっても、憲法9条の下でこれまで享受してきた平和の在り方が根本的に揺らぐという意味で、大きな問

題となります。集団的自衛権の行使容認は、憲法9条を骨抜きにするものです。いかに限定的に解釈したとしても、日本が直接攻撃を受けていないのに実力行使を認めるもので、これまでの憲法9条の理解に抵触する事は否定できません。

[立憲主義とは]

憲法は、国民の自由や人権を守るために、国家権力を縛る機能を果たしています。ですから、いくら多数決で選ばれた代表者であっても、憲法に反する政治を行うことはできません。

国の政治は憲法に認められた範囲で行わなければならない、これを「立憲主義」といいます。

これまでの長年の歴史の中で、人類は時の為政者の権力の濫用に苦しんできました。「権力は腐敗する。絶対的権力は絶対的に腐敗する。」という有名な言葉は、人類が幾多もの犠牲を払った苦い歴史の中から学んだ尊い教訓です。

権力濫用による苦難の歴史を繰り返さないために人類が生み出した英知が、いかなる権力をもってしても憲法を侵す事は出来ないという「立憲主義」なのです。

そして、憲法そのものを変更する場合には、慎重で厳格な改正手続きが要求されています。時の為政者が独断によって簡単に憲法を変える事が出来るのであれば、立憲主義は名ばかりのものになってしまいます。それを防ぐために憲法を変更する際には、国民が十分な議論をし、国民自身が慎重に判断する事を定めたのです。

ところが、安倍内閣は、憲法9条の下では認められないとされてきた集団的自衛権の行使を「憲法解釈の変更」という詭弁を使い、閣議決定で認めようとしています。

これは、実質的には憲法改正手続を経ずに憲法を改正する事に他ならず、立憲主義そのものを否定することになります。

このような暴挙を一度でも許してしまえば、将来にわたって、時の為政者らが、同じく「憲法解釈の変更」という名目で、憲法を都合良く改変する事が繰り返されてしまいます。

そうなれば、国民の自由や人権を守るために、

憲法によって国家権力を縛るという立憲主義は崩壊してしまいます。

「立憲主義」は、人類の長年にわたる自由獲得の努力が生みだした決して侵してはならない原則であり、今を生きる私たちはそれを未来に受け渡す責任を負っています。

静岡県弁護士会は、市民の皆様が「集団的自衛権」の問題に関心を持ち、正しい知識の下で一人一人が正しい判断をしていただく事を願ってやみません。



日本国憲法

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

各種法律相談のご紹介

2014.6.13現在

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5400円
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 毎週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター
※浜松支部にて予約受付
毎月第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター
※沼津支部にて予約受付 毎週金曜日 午後1時～4時



交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週月・水曜日 午後1時30分～4時
毎週火・木曜日 午前9時30分～12時
- 浜松支部 毎週火・木曜日 午後1時30分～4時
(掛川支部 毎月第1水曜日 時間同上)
- 沼津支部 毎週月・水・金 午後1時～3時30分
(三島：第2火、伊東：第3火、下田：第4月 時間同上)

クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借入整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時
毎週金曜日 午前10時～12時
午後1時30分～4時
- 浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時30分～5時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所にて相談実施。

労働と生活に関する相談窓口

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介します。

■相談料 初回相談料は無料

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所にて相談実施。

高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで ■相談料 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
 - 浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時
 - 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所にて相談実施。
- ※出張相談(有料)も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。被害者が利用できる手続、加害者への損害賠償請求等についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週木曜日 午前10時～11時30分
- 浜松支部 相談申込に応じ、相談日時を決定
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所にて相談実施。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乗ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます(有料)。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時
当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。



静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町110-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町21-1 TEL.055(931)1848